



指定自動車教習所シンボルマーク

む じ こ

6月25日は 「指定自動車教習所の日」です。

現在の指定自動車教習所制度を導入した道路交通法の施行日が昭和36年6月25日であること、6月25日が無事故の日と語呂合わせができることから、毎年6月25日を「指定自動車教習所の日」として制定し、交通安全教育活動を推進しています。

毎年6月は指定自動車教習所広報月間です。

公安委員会指定の自動車教習所では、6月中を「指定自動車教習所広報月間」として、指定自動車教習所の社会における役割についての広報に取り組んでいます。

■ 公安委員会指定自動車教習所は、地域の交通安全教育センターとして

- 運転の責任を教えます
- 生命の大切さを教えます
- 運転の楽しさを教えます
- 地域の安全に貢献します

当校は、指定自動車教習所として自動車の運転に必要な知識、技能はもちろんの事、正しい交通ルールとマナーを身につけた安全なドライバーの育成にこれからも努めて参ります。